

日本香粧品学会優秀論文選考規程

2008年1月5日版

第1条（設置）

会則第22条に基づき、「日本香粧品学会優秀論文賞」を設け、選考および受賞に関する規程を次のように定める。

第2条（対象）

日本香粧品学会優秀論文賞（以下「優秀論文賞」とする）は、日本香粧品学会誌に発表された原著論文のうち、特に香粧品学の発展に貢献する、優れた研究および技術の原著論文に贈られる。

第3条（表彰）

1. 受賞論文は、日本香粧品学会優秀論文選考委員会（以下「選考委員会」とする）の委員長が理事会において選考過程の報告とともに発表し、理事会の承認を経て日本香粧品学会理事長が総会においてこれを表彰する。
2. 受賞論文は原則1篇とする。ただし、選考委員会において選考の結果、優秀論文該当なしとなった場合はこの限りではない。
3. 選考結果は選考理由とともに学会誌に発表する。
4. 優秀論文賞の著者に対し賞状および副賞を贈呈する。

第4条（選考委員会）

1. 優秀論文賞を選考するために選考委員会を設ける。
2. 選考委員会は、理事会が決定した委員長および若干名の委員からなる。
3. 選考委員会は表彰年の前年の12月に委員長が召集し開催する。
4. 選考委員会の改選は役員の改選時に行う。
5. 選考委員会は委員定数の2/3の出席をもって成立する。

第5条（選考）

1. 選考の対象となる論文は、表彰年の前年及び前々年の2年間に日本香粧品学会誌に掲載された原著論文とする。
2. 選考方法は別途定める細則に従い、選考委員会で十分討議した上で受賞論文を決定する。
3. 選考委員会の事務は日本香粧品学会事務局で行う。

<附則>

1. 本規程は、平成20年1月28日から施行する。
2. 本規程の改廃は、選考委員会の議を経て、理事会の承認を要するものとする。